指宿市訪日外国人旅行商品バス運行助成事業実施要領

1 目 的

各国からの訪日旅行を指宿市まで延伸させるため、日本国内の旅行手配等を行っているランドオペレーター社(ランド機能を有する旅行社も含む。)に対し、旅行商品の貸切バス運行費用の一部を助成し、本市における訪日外国人旅行客数の増加および地域経済の活性化を促進する。

2 助成要件

(1) 助成対象条件

- ① 指宿市内に1泊以上すること。
- ② 15人 (乗務員及び添乗員は含まない。)以上の団体旅行であること。
- ③ 助成対象期間内に終了する団体旅行であること。
- 4 旅程内で貸切バスを使用すること。
- ⑤ 団体旅行が、国、地方自治体が実施する会議、研修等でないこと。
- ⑥ 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体旅行でないこと。
- ⑦ 団体旅行の参加者が、指宿市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でない、又は暴力 団員がその団体旅行を支配していないこと。

(2) 助成対象旅行商品

- 鹿児島空港定期就航路線以外を利用した海外発着の団体旅行商品。ただし,下記の旅行商品につい ては対象とする。

- ①鹿児島空港定期就航路線である上海浦東国際空港,台湾桃園国際空港,仁川国際空港,香港国際空港を経由地とする旅行商品
- ②旅行行程の往路、復路のいずれかが鹿児島空港定期就航路線以外の路線である旅行商品

(3) 助成対象事業者

日本国内において対象旅行商品の旅行手配を行うランドオペレーター社 (ランド機能を有する旅行社も含む。) とする。ただし、日本国内に所在する金融機関の口座を有し、かつ日本国内の本・支店の口座をもつ事業者に限る。

3 申請受付時期と助成対象期間

- (1) 申請受付時期は、実施年度当初4月1日の2週間前から開始し、翌年3月31日の2週間前までとする。
- (2) 助成対象期間は、事業実施年度内(4月1日から3月31日まで)とし、助成決定額が予算額に達した場合は、それ以後の助成は行わない。(先着決定順)ただし、助成決定した旅行商品が変更・中止になった場合は、この限りではない。
- (3) 催行日以降の申請は受け付けない。
- (4) 旅程が年度をまたぐ場合は、旅程最終日に該当する年度に取り扱うこととする。

4 助成額

助成額は、採択された旅行商品について、移動手段として使用する貸切バス1台につき、2万円とする。

5 事務取扱手順

(1)申請

申請者は、申請書(様式1)及び旅行行程表等(参加人数及び本市に宿泊することが分かるもの)を旅行催行日の14日前までに指宿市観光課へ提出する。また、申請者は会社・支店等の代表者とし、申請印も代表者印とする。

(2) 助成決定

指宿市観光課は、申請内容を審査のうえ、助成の可否の決定を行い、その旨を申請者に通知(様式2)する。

(3)変更・中止の申請

申請者は、申請時点における事業計画の趣旨、内容等を変更・中止する場合は、速やかに指宿市 観光課へ申請(様式3)する。内容等の変更については、助成額の変更に関わる事項がある場合の み、申請するものとする。

(4)終了報告

申請者は、旅行商品の催行終了日から、30日以内に指宿市観光課へ実績報告(様式5)を提出する。提出期限を過ぎたものは受け付けない。

(5)補助金の確定

指宿市観光課は実績報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の確定通知(様式6)を行う。

(6)補助金の請求

申請者は、確定通知を受理後、補助金交付請求書(様式7)を提出する。

6 特記事項

- (1)終了報告書には、下記①から③までの資料を添付すること。
 - ① 団体旅行の行程表(参加人数の分かるもの)の写し
 - ② 宿泊を証明する書類の写し
 - ③ 貸切バスを利用したことを証明する書類の写し
- (2) 5の(3)の変更・中止申請を故意に怠った場合や虚偽の報告を行った場合は、補助決定の取り消しを行うことがある。なお、天変地異その他、申請者の責に帰することのできない理由がある場合は、この限りではない。この場合における助成額の変更は、申請者と指宿市観光課が協議して定めるものとする。
- (3)補助決定を受けた旅行商品が、鹿児島県内の自治体や団体から同種の助成を受けている旅行商品である場合は、速やかに申請の取り下げを行うものとする。